

一般社団法人日本モルック協会 スポーツ仲裁に関する規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という）における紛争解決のための仲裁制度について必要な事項を定め、スポーツ競技に関する紛争の公正・公平かつ迅速な解決を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本規程における用語の定義は、以下の通りとする。

1. 「仲裁機関」とは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）をいう。
2. 「仲裁合意」とは、スポーツ競技に関する紛争について仲裁により解決することを合意することをいう。
3. 「自動応諾条項」とは、JSAAの仲裁判断を最終的なものとして受け入れることを予め合意することをいう。
4. 「選手」とは、本協会に登録された競技者をいう。
5. 「加盟団体」とは、本協会に加盟する団体をいう。
6. 「競技大会」とは、本協会が主催または公認する大会をいう。

第2章 スポーツ仲裁自動応諾条項

第3条（自動応諾条項の採択）

1.本協会は、本協会が行った決定に対する不服申立について、JSAAの規則に基づく仲裁により解決することを自動的に応諾することをここに決定する。

2.前項の不服申立を行うことができる者は、以下の通りとする。

- ・選手
- ・指導者および役員
- ・加盟団体（都道府県協会、地域登録団体その他これらに準ずる団体）
- ・その他本協会の決定により権利または利益を侵害されたと主張する者

第4条（適用範囲）

1. 本規程は、以下の事項に関する決定について適用される。
 - 選手選考に関する決定
 - 競技大会への参加資格に関する決定
 - 登録および資格停止等の処分に関する決定
 - その他スポーツ競技又はその運営に関する決定
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項には適用しない。
 - 競技中の審判の判定（ルール適用の解釈を含む。）
 - 前各号のほか、JSAAの定める規則上、仲裁の対象とならない事項

第5条（通知方法）

1. 本協会が行う決定の通知は、書面または電子メールにより行うものとする。
2. 通知は、相手方に到達した日をもって効力を生じる。

第6条（申立期間）

1. 仲裁の申立は、決定の通知を受けた日から30日以内に行わなければならない。
2. 特別な事情がある場合、JSAAの判断により、この期間を延長することができる。

第3章 協会内不服申立手続き

第7条（協会内不服申立の原則）

1. JSAAへの仲裁申立を行う者は、原則として不服申立規程に基づく内部不服申立手続きを完了していなければならない。
2. 前項の手続きについては、別に定める不服申立規程による。
3. 都道府県協会による不服申立については、本規程に優先して都道府県協会規程を適用する。
4. 緊急性が高い事案等、特別な事情がある場合は、協会内不服申立手続きを経ることなく、直接JSAAへ仲裁申立を行うことができる。

第4章 仲裁手続

第8条（仲裁の申立）

1. 仲裁の申立は、**JSAA**の定める規則に従って行うものとする。
2. 申立人は、申立に際し、本協会に対してその旨を書面または電子メールにより通知しなければならない。

第9条（暫定措置）

1. 仲裁判断が下されるまでの間、申立人は**JSAA**に対し暫定措置を求めることができる。
2. **JSAA**が暫定措置を認めた場合、本協会はこれに従わなければならない。
3. 暫定措置の申立および決定は、**JSAA**の規則に従って行われる。

第10条（費用負担）

1. 仲裁申立料金は、原則として申立人の負担とする。
2. 仲裁手続に要する費用（仲裁人報酬、事務費用等）は、仲裁判断において定める。
3. 仲裁判断は、費用負担について当事者の主張や事案の性質を考慮し、公平な観点から定めるものとする。

第11条（協力義務）

1. 本協会は、仲裁手続に誠実に協力しなければならない。
2. 本協会は、仲裁に必要な資料の提出、証人の出席等について、可能な限り協力するものとする。

第5章 仲裁判断の効力

第12条（仲裁判断の確定）

仲裁判断は、当事者間において最終的なものとして確定し、これに対する不服申立はできない。

第13条（仲裁判断の尊重）

1. 本協会は、仲裁判断を尊重し、これに従わなければならない。
2. 仲裁判断に基づく措置は、速やかに実施されなければならない。

第 14 条（仲裁判断の公表）

1. 本協会は、仲裁判断の内容について、必要に応じて公表することができる。
2. 前項の公表に際しては、個人情報保護に十分配慮するものとする。

第 6 章 その他

第 15 条（守秘義務）

仲裁手続に関与した者は、手続において知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

第 16 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、2026年4月1日から施行する。
2. この規程の施行日前に行われた決定については、なお従前の例による。